

FAQ

避難確保計画の作成について

Q 一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合はそれぞれの施設で計画を作成する必要があるのか。

→基本的にはそれぞれの施設で作成していただくことになっていますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合には、複数施設を一体として避難確保計画を作成していただいても構いません。

Q 既に作成している「非常災害対策計画」や「消防計画」に必要な事項を追記する形で作成しても良いか。

→避難確保計画は、既存の計画に水防法施行規則第16条に定める必要事項を追記することで作成可能です。なお、既存の計画に追記して作成した場合も、市町村への提出が必要となります。

<様式8 施設利用者緊急連絡先一覧表>

Q 既存の施設利用者の台帳があれば、新たに作成しなくても良いか。

→既存の台帳を流用していただいても構いません。

Q 施設利用者が不特定多数の場合は作成しなくても良いか。

→作成しなくても問題ありません。ただし、その場合は【様式4 避難誘導】の項目で避難誘導の方法について具体的に明記するようにしてください。

<様式11 対応別避難誘導方法>

Q 施設利用者が不特定の場合は作成しなくても良いか。

→作成しなくても問題ありません。

<様式12 防災体制一覧表>

Q 毎日勤務している職員が変わるため、職員の氏名を記載できない場合はどうすれば良いか。

→役職名や、「〇〇部署から選出」「看護師から選出」などといった書き方で問題ありません。ただし、【様式2 防災体制】の「活動内容及び対応要員」と整合性が取れるように作成してください。

避難訓練の実施について

Q 毎年消防訓練を行っているが、それとは別個で実施しなければならないのか。

→別個に実施していただくことになっています。消防訓練は火災を想定しているものになるかと思いますが、この訓練の内容に以下の内容が盛り込まれていれば、同じタイミングで実施していただいても構いません。

1. 情報伝達訓練

施設の職員や利用者に避難が必要であることを知らせる訓練

2. 避難誘導訓練

- ・ 指定避難所まで避難経路図にあるとおり、安全に避難することができるか、どのくらい時間がかかるかを検証する訓練
- ・ 屋内安全確保（垂直避難）をする場合に、介助が必要な方や車いすに乗っているかたを浸水しない上階まで安全に誘導できるかどうか検証する訓練

同じタイミングで実施できない場合は、上半期に避難訓練を、下半期に消防訓練を行う、などといった対応を検討していただければと思います。